

所得税や市・県民税の申告は自分で作成して、早めの提出を!

ID 893689325



問合せ **確定申告について** 津島税務署 ☎26-2161

電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

市・県民税について 市税務課市民税G ☎55-9263

確定申告は、簡単・便利なe-Taxで申告



税務職員ふたば



確定申告の相談は、チャットボットをご利用ください。

※チャットボットは、入力いただいたご質問にAIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

津島税務署が開設する申告期間・受付会場

1

場所	期間	時間
文化会館	・2月17日(月)~3月17日(月)の平日 ・3月2日(日)	午前9時~午後5時

◆確定申告会場への入場には**入場整理券**が必要

「入場整理券」は会場での当日配付または、LINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配付されます。また、配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

国税庁LINE公式アカウントと友だちになった後、予約が可能です。

【注意点】

- 入場時に、当日配付した「入場整理券」またはLINEアプリで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください。
- 「入場整理券」には会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間帯内に会場へお越しください。
- 指定された時間帯に遅れた場合は、入場できない場合があります。また、会場の混雑状況に応じ、指定された時間帯内であっても入場をお待ちいただく場合があります。

◆確定申告会場にお越しになる方へ

確定申告会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきます。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、以下2点が必要になりますので、準備をお願いします。

①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

②スマートフォンおよびマイナンバーカード

※マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

- 署名用電子証明書(英数字6桁~16桁)
- 利用者証明用電子証明書(数字4桁)

◆確定申告会場 **文化会館**

申告書の作成・提出は
国税庁のホームページから



確定申告



国税庁LINE
公式アカウント

2

市が開設する申告期間・受付会場

場所	期間	時間
市役所4階大会議室	2月17日(月)～3月17日(月)の平日	午前9時～11時 午後1時～4時
神守支所	2月17日(月)～25日(火)の平日	午前9時～11時 午後1時～4時 (2月25日は午前のみ開催)
神島田公民館	2月26日(水)～28日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時 (2月28日は午後3時まで)

市・県民税申告書は、市ホームページから作成、印刷できます

自分で作成した申告書は、会場入口付近に設置する申告書受付箱へ投函または郵送による提出をお願いします。

提出先 〒496-8686(住所不要) 税務課市民税G

※市・県民税に限り、申告期間前でも市役所税務課窓口で随時受付します(開庁日に限る)。

◆申告会場の入場には「事前予約」が必要です

必ず予約をお取りいただいたうえでご来場ください。予約は、インターネットと電話予約のどちらかでお取りください。予約時間にお越しいただいても、前の方の申告内容により、受付させていただく時間が遅くなる場合がありますのでご了承ください。

◆空席確認もでき、簡単・便利なインターネット予約にご協力ください

受付開始日 下記各会場の予約受付開始日の午前9時
(前日(土・日曜日および祝日の場合は直前の平日)
午後5時まで、24時間予約可能)

市開設申告会場の
予約はこちらから



◆コールセンター

予約専用です。申告内容の相談等については、お答えしかねます。各種相談は各問い合わせ先へお電話ください。

各会場で予約受付期間が異なります。来場予定の会場を確認のうえ、お電話ください。

場所	期間	時間
市役所4階大会議室	2月3日(月)～3月14日(金)の平日	午前9時～午後5時
神守支所	2月10日(月)～2月21日(金)の平日	午前9時～午後5時
神島田公民館	2月14日(金)～2月27日(木)の平日	午前9時～午後5時

市の会場では受け付けできない場合があります。必ず次頁に記載の「次の方は津島税務署(文化会館内申告会場)へ」を確認のうえ、予約してください。

予約専用電話 混雑状況により繋がらない場合があります。特に予約受付開始日は大変混雑します。繋がらない場合は、後日改めておかけ直してください。

①☎090-4701-3506 ②☎090-5330-2114 ③☎080-1356-5518(2月3日・10日・14日のみ利用可)

次の方は津島税務署(文化会館内申告会場)へ

- ・令和7年1月1日に津島市に住民票がない方
- ・源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類が不足している方(事前に津島税務署にご相談ください)
- ・令和5年分以前の確定申告をされる方
- ・初めて事業所得(営業等、農業)または不動産所得の申告をされる方
- ・個人事業主で青色申告される方
- ・退職所得のある方で確定申告をされる方
- ・確定申告をされる方で事業所得(営業等、農業)または不動産所得の収支内訳書が未作成の方
- ・令和6年中に土地や家屋、株式を売却された方や暗号資産(仮想通貨)、FXの申告をされる方
- ・家屋の新築または購入などにより新たに住宅借入金等特別控除を受けられる方
- ・死亡した方の確定申告をされる方
- ・国外居住親族の扶養控除を受けられる方
- ・消費税・贈与税・相続税の申告をされる方



申告時の主な注意点

- ・津島税務署が開設する会場は「入場整理券」、市が開設する会場は「事前予約」が必要です。
- ・市が開催する会場で多数の配当所得や給与所得、寄附金控除を申告される方、医療費控除明細書等が未作成の方は、受付をお断りする場合があります。
- ・定額減税により所得税の還付がなく、確定申告が不要と判断された場合でも、医療費控除等の申告をお考えの方は市県民税申告が必要となりますので、ご注意ください。

・医療費控除の適用には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

・医療費控除の申告は医療費が還付されるものではありません。

・申告書の作成にはマイナンバー(12桁)の記載および本人確認書類の提示が必要です。

・事前に必要書類等の確認のうえ持参を

控除等証明書に加え、税務署からの「確定申告のお知らせ」はがきがある方は、併せてお持ちください。

各控除証明書を紛失等された場合は、各担当窓口にて再発行の依頼をしてください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付額確認書については、**市政のひろば1月号9ページ**をご覧ください。

津島税務署からのお知らせ

確定申告はスマホ・マイナンバーを利用して
簡単・便利なe-Taxで!

スマホとマイナンバーカードを利用してご自宅等からe-Taxを利用した申告にご案内ください。令和7年1月1日からは、事業所得や不動産所得、譲渡所得をはじめ、所得税のすべての確定申告がスマホでも操作しやすくなるほか、給与税も新たにスマホ申告に対応します。

また、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナンバーと連携することにより、給与所得や配当所得等の源泉徴収額、送付額の支払額などの情報が入力可能となります(給与所得の源泉徴収額はおため先から税務署にe-Taxで提出された場合に連携対象となります)。

便利だよ!
ぜひ使ってみてね!

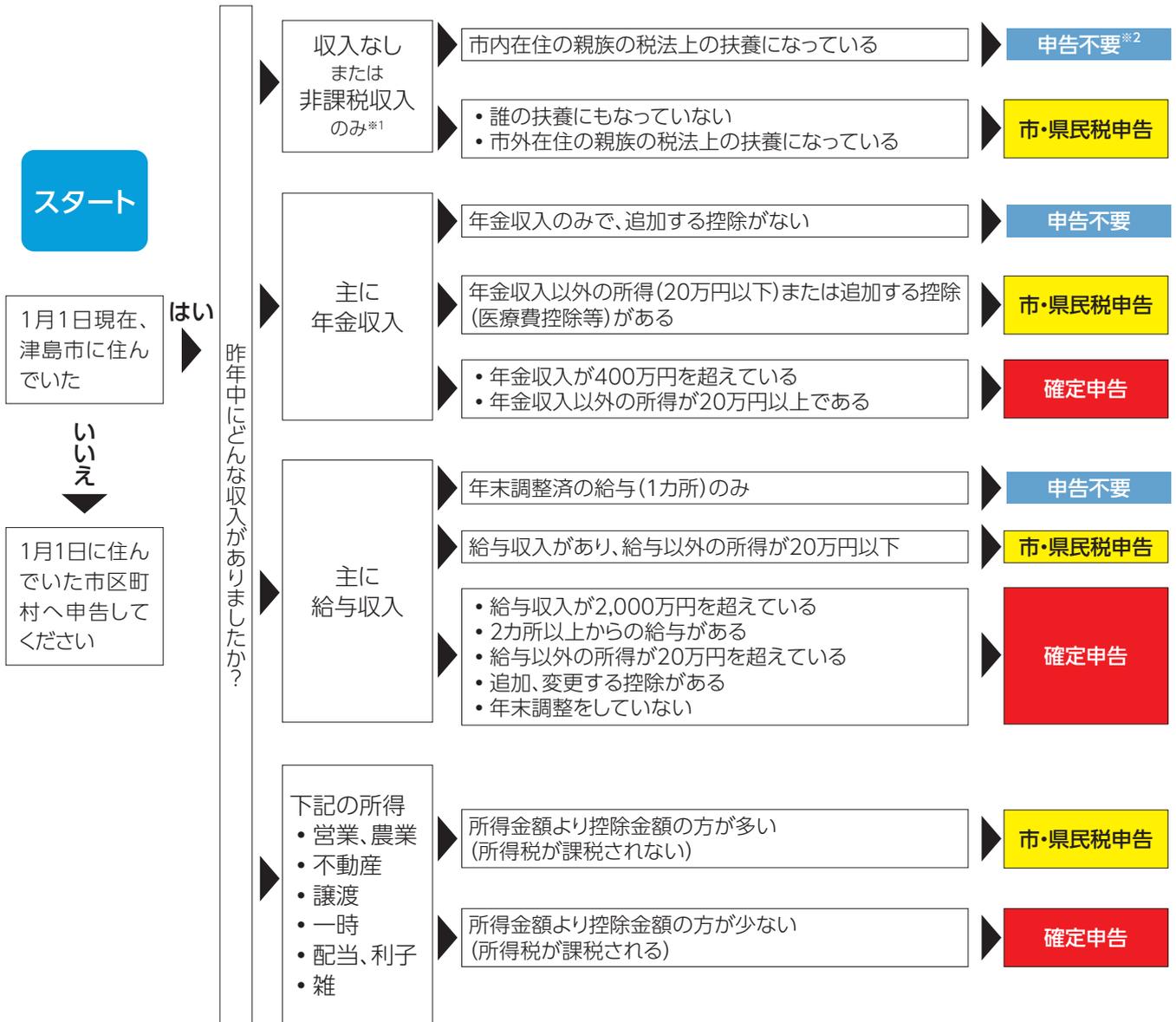
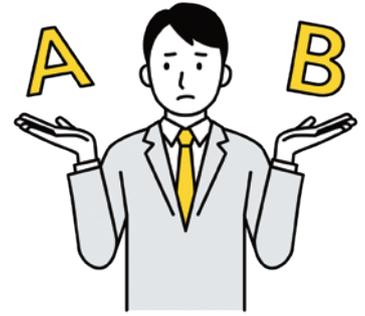
所得の申告に必要な書類を送付します

所得の申告で社会保険料の控除に必要な国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書を1月下旬に発送します。	問合せ
<p>納付済あり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付書または口座振替で納付している方 	国民健康保険税 024-1113
<p>納付済なしの方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を2月までに納付している方 	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 024-1114
<p>納付済あり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に市役所で交付を受けている方 ・市役所・市役所等からの交付書で納付している方(国民健康保険税は送付済みの場合) 	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 024-1117

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付額確認書の発送	医療費控除の発送
<p>所得税および国民健康保険税を同時に送付するために必要な1階層者控除対象者認定書(1月下旬に発送)します。</p> <p>特別徴収対象者 65歳以上で令和6年12月31日現在の要介護認定が「要介護4または5」で、残たせりまたは重度の認知症の方 納付済あり</p> <p>65歳以上で令和6年12月31日現在の要介護認定が「要介護1以上の方」 要介護認定の判定において、障害高齢者の日常生活自立度、または認知症高齢者の日常生活自立度が標準以上である方が対象です。障害者手帳とは異なります。</p> <p>問合せ 国民健康保険税 024-1117</p>	<p>国民健康保険税と介護保険料を同時に送付する際に、2月までに発送しています。令和6年11・12月納付額を2月中旬に発送します。</p> <p>確定申告などで医療費控除を申告する方は、この通知を送付すると医療費控除申告書の記載を省略できます。国民健康保険税に申告する方は、納付書をご利用ください。</p> <p>問合せ 国民健康保険税 024-1113</p>

あなたの申告は？

下記の当てはまる場所で確認してください



※1 遺族年金、障害年金、失業給付金などです。

※2 税証明書の取得や行政サービスを受けるときに申告が必要な場合があります。

〈注意点〉

上記で「市・県民税申告」となっても確定申告が必要になる場合があります。

例年、所得税の還付(確定申告)を受けていた方でも、定額減税の影響で所得税の還付がない(確定申告が不要)場合があります。還付がない(確定申告が不要)場合であっても、医療費控除等の申告をお考えの方は市・県民税申告が必要となりますので、ご注意ください。